

暫定利用の基本的方向が確認 されました

旧西中における新たな利用提案など懸案となっている事項について、横浜市からの説明により、基本的な方向が確認されました。内容は下表のとおりです。

旧西小と旧西中の施設暫定開放事業については、区役所と連合自治会との間で、管理運営に関する委託契約を結ぶこととなります。

旧西中の一部施設は、暫定的に若葉台中の第二施設として位置づけられることから、地域利用については若葉台中学校との調整が必要となります。

旧東小・旧西小・旧西中の敷地周囲のフェンスかさ上げなどの工事は、3校とも4月16日から6月29日までの予定と説明がありました。

地域としては、4月以降の暫定利用について、正式な利用手続きを行うことと併せ、極力、地域の活動に支障をきたさないよう、細部の調整を進めていくことになりました。



第5回検討委員会の概要

- 日時：3月24日(日)
場所：若葉台東中学校Eホール
議題：1 委員長あいさつ
2 第4回検討委員会議事内容について
3 暫定利用について
4 各小委員会から検討状況報告
5 都市計画手続きについて
6 第6回検討委員会について

暫定利用の基本的方向

■ 旧東小学校

利用形態	現状	基本的な方向
コミュニティハウス	1階	1階部分を拡張し、子育て支援活動、中高生のレクリエーション活動、高齢者など地域住民が自由に交流する場
市民図書室	1階西側	現図書室に移設
防災備蓄庫	2階西側	機能を存続させる。詳細については、地域防災拠点運営委員会で検討
地域防災拠点 施設暫定開放事業	施設全体 校庭・体育館	施設全体を地域防災拠点と位置づける 登録団体に校庭・体育館を開放（昼間も含む）

■ 旧西小学校

利用形態	現状	基本的な方向
民具保管展示		設置する。保管については現状どおり
ホテルの生息地	正門脇、天使の湖、 ビオトープ	現状どおり存続させる。協力者会議を立ち上げる
防災備蓄庫	北棟2階	機能を存続させる。詳細については、地域防災拠点運営委員会で検討
地域防災拠点	施設全体	施設全体を地域防災拠点と位置づける
施設暫定開放事業	校庭・体育館	登録団体に校庭・体育館・プール脇のトイレを開放（昼間も含む）

■ 旧西中学校 *若葉台中の第二施設とする

利用形態	現状	基本的な方向
緊急給水栓	設置	現状どおり
施設暫定開放事業	校庭・体育館・格 技場	若葉台中の利用に支障のない範囲で学校と調整し、登録団体に校庭・体育館・格技場・テニスコート・バスケットコート・北棟1階図書室を開放

本格利用についての各小委員会から検討状況を報告します

各小委員会では、住民アンケートの結果整理をさらに進め、引き続き検討を重ねています。数多く出された住民の声の中から、地域として強く望まれる施設・必要な施設について、具体的な施設利用をイメージしながら提案していきます。

福祉関係

前号で紹介した施設要望の整理をさらに進めました。

委員からは、特に、地域ケアプラザ分室の設置を望む声がありました。若葉台が若い世代にとって魅力あるまちになるよう、24時間子どもを預かる保育園の設置を望む意見も出されました。今後はリストアップしたものをさらに絞り込んでいきます。

■ 地域住民から寄せられている施設要望の整理

項目	施設等
1 子ども関係	・子ども支援センター ・保育園 ・学童保育 ・集いの場
2 障害児者関係	・障害児学校 ・障害児支援センター ・障害児者の拠点 ・地域作業所 ・グループホーム
3 高齢者関係	・地域ケアプラザ分室 ・憩いの場 ・老人ホーム
4 住民交流関係	・軽食喫茶
5 ボランティア関係	・交流の場／事務所
6 宿泊関係	・宿泊施設

教育・文化関係

前号で紹介した施設要望の整理をさらに進めました。

それぞれが、跡地の利用についてさまざまな夢をもっていますが、それらを現実的なものにする必要があります。今後は、現校舎の各階平面図などを使用して、具体的な改善提案を検討してみたいと考えています。

■ 地域住民から寄せられている施設要望の整理

項目	施設等
多目的ホール	・音楽ホールの建設 ・集会所（ホール）
スタジオ・ギャラリー	・スタジオの設置／音楽室 ・練習場所／作品等の製作場所
コミュニティハウス	・コミュニティハウス ・同好会の活動場所
図書館・図書室	・図書館の開設
教育施設	・教育機関の誘致
公園・広場	・バラ園、噴水、ベンチ、樹木などのある散策用公園 ・森と水の公園
テレビ局	・ローカルテレビの開設
その他	・郷土館、ログハウス、菜園・農園については、他の小委員会で検討していただきます

スポーツ関係

地域住民の皆さんからの要望整理は前号でお知らせしたとおりです。

また、横浜市から提案のあった「総合型地域スポーツクラブ」は本小委員会で検討中の趣旨とも合致すると考えていますが、その際、クラブ運営のための事務所が設置できるよう、小委員会として強く希望します。

(横浜市より) 「総合型地域スポーツクラブ」は1区1カ所の予定で設置を検討中の事業です。事業メニューについては現在整理中ですが、クラブ事務所についてもその中で検討してまいります。

安全安心まちづくり

地域住民の皆さんからの要望整理は前号でお示したとおりです。

特に、災害ボランティア拠点と防犯拠点はぜひ確保したいと考えています。また、東小の屋上プールにためている水を災害時に利用できるようにしてほしいと考えています。

(横浜市より) プールの水の災害時等での利用については他地区でも同様の例があります。それらを参考にして検討してまいります。

行政提案内容検討

「総合型地域スポーツクラブ」の提案については、当小委員会としては基本的に異存はありません。

「埋蔵文化財センター」の移転については、ニュース第4号に記しましたとおり、単なる倉庫や事務所となることがないように、「生涯学習への貢献や普及活動の充実」が将来的に約束されることを求めています。次の行政からの提案に期待しています。

(横浜市より) 「埋蔵文化財センター」の位置づけについては、現在、庁内の関係部局で検討中です。検討の結果がまとまりしだい、小委員会および本委員会の場で説明いたします。

6月をめどに検討していきます

本検討委員会は、6月をめどに、地域としての要望を取りまとめることを検討目標としています。

今後の小委員会の進め方について、「このような施設を作りたい、検討していきたい」というまとめ方で良いのか、という質問が委員からなされました。

それに対し横浜市としては、「地域が望む施設についてのイメージを提示していただければ、それを踏まえて、市の事業として実現可能なものは関連部署と調整しながら、また、市の事業では実現できないものについては、新たな手法も検討していきたい」との回答がなされました。

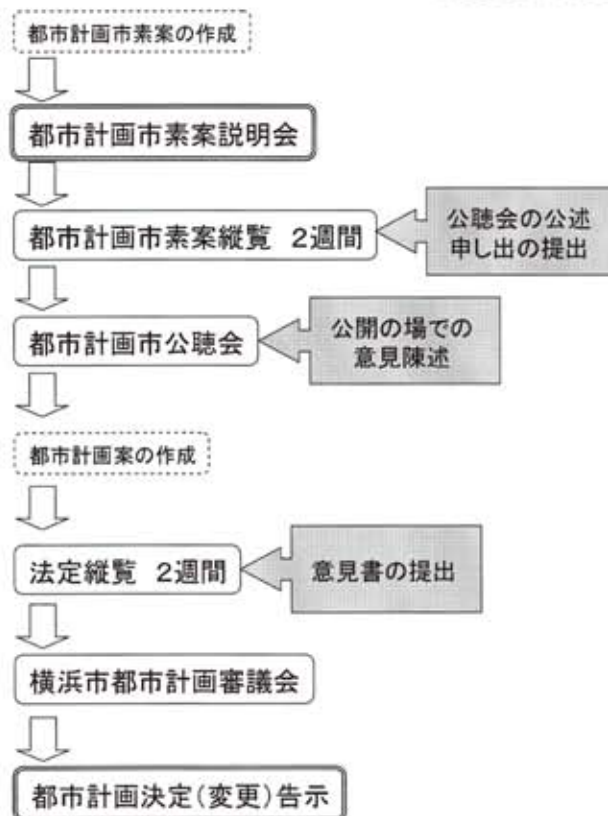
都市計画を変更する手続き

小中学校跡地を本格活用するためには、若葉台のまち全体にかけている都市計画を変更する必要があります。

その大まかな手続きの流れについて、横浜市から説明されました。流れは下図、補足説明は右欄にまとめてあります。

手続きに伴う縦覧などの広報は、通常、「広報よこはま」および横浜市ホームページ上で行われます。

■ 都市計画を変更する手続きの流れ(概略)



■ 手続きのあらまし

- ・手続きの事務作業は「まちづくり調整局都市計画課」が行います。
- ・横浜市決定(国土交通大臣同意)案件です。
- ・小中学校は「公益的施設」として位置づけられており、この部分の土地利用にかかわる変更となります。
- ・最終的な判断は都市計画の専門家、市議員等で構成する「都市計画審議会」に委ねられます。
- ・手続きに要する期間はおおむね1年程度が見込まれますが、公聴会における意見陳述などの状況により大きく変化します。

■ 本検討委員会の経過は旭区役所ホームページでもご覧いただけます。

旭区役所ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/>) から
→【まちづくり】 →【若葉台地区小中学校跡地の活用・検討】 とお進みください。

■ 本検討委員会へのご意見は、ファックスもしくはEメールで、下記事務局までお寄せください。

【若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会事務局】
旭区役所区政推進課企画調整係
ファックス：951-3401
Eメール：as-kikaku@city.yokohama.jp
電話：954-6027

次回予定

日時：4月22日(日)14時
場所：若葉台中学校 Eホール
議題：暫定利用についての最終報告、
小委員会からの検討状況報告、
ほか